

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
平成30年度大学機関別選択評価申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成30年度に実施する大学機関別選択評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

1 申請の資格

- (1) 平成30年3月31日現在において、当該大学としての学年進行を終了している大学とします。
- (2) 大学機関別認証評価を申請しない大学であっても、単独での申請が可能です。また、毎年度の申請が可能です。

2 申請手続等

- (1) 申請は、平成29年9月29日（金）必着とします。
- (2) 評価を希望する大学は、「大学機関別選択評価申請書」（別添様式）を作成し、機構へ郵送により提出してください。
- (3) 機構は、評価を希望する大学からの申請書受理後、当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

- (1) 評価を実施するに当たって、評価手数料を徴収します。

【選択評価事項A「研究活動の状況」】	
基本費用	918,000円
1学部・1研究科当たり	367,200円
【選択評価事項B「地域貢献活動の状況」】	
基本費用	918,000円
【選択評価事項C「教育の国際化の状況」】	
基本費用	1,533,600円

※ 選択評価事項Aにある「1学部・1研究科当たり」とは、1つの学部（学校教育法第85条に定める学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）と、それを基礎とする研究科（学校教育法第100条に定め

る研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）がある場合は、それらを併せて1つの単位とすることを表します。

※ 選択評価事項Bの評価手数料については、「大学機関別認証評価」と併せて評価を受ける際には、評価手数料を徴収しません。

- (2) 選択評価事項Aの基本費用には、1学部・1研究科分の評価手数料を含みます。
- (3) 独立大学院の研究科については、1学部・1研究科当たりの評価手数料を徴収します。
- (4) 附置研究所については、1学部・1研究科当たりの評価手数料を徴収します。
- (5) 専攻科・別科に係る評価手数料については、上記評価手数料の中に含まれますので、別途の手数料は徴収しません。
- (6) 学部又は学科の教育研究に必要な施設として置くことが必要な附属施設に係る評価手数料については、上記評価手数料の中に含まれますので、別途の手数料は徴収しません。

4 評価手数料の払込

- (1) 機構は、評価を申請した大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を平成30年4月末日までに送付します。
- (2) 申請大学は、平成30年6月29日（金）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該大学の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請大学及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、その際、評価結果とともに、申請大学から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 その他

- (1) 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

7 申請書送付先

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
評価事業部評価支援課大学評価係

- ※ 封筒の表面の左側部に「大学機関別選択評価申請書在中」と朱書きしてください。
- ※ 機関別認証評価と併せて申請する場合は、封筒の表面の左側部に「大学機関別認証評価申請書・大学機関別選択評価申請書在中」と朱書きしてください。